

ひたちなか市長 大谷 明 殿

(届出者) 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____

ごみ集積所（設置・変更・廃止）届出書

標記のことについて、下記のとおり集積所を（設置・変更・廃止）したいので届出ます。

記

※印は記入不要

自治会	自治会長		TEL ()	
届出理由				
所在地 (集合住宅名)			集合住宅名	
場所・区分	① <input type="checkbox"/> 民有地(自己所有地以外) <input type="checkbox"/> 公有地(隣接民地有)	② <input type="checkbox"/> 持ち回り <input type="checkbox"/> 公有地(隣接民地無)	③ <input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 開発行為	B O X 有 無
土地所有者等承諾 (①の場合のみ)	私の所有する土地又はその隣接地にごみ集積所を設置し、利用することを承諾します。 令和 年 月 日 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____			
届出者署名 (②の場合のみ)	本届出に関し、集積所設置場所及び周辺の土地所有者等、地域における利害関係者から承諾を得ています。 届出者署名 _____			
ごみの区分	燃 や せ る ご み		燃 や せ な い ご み	
利用者数	一般・集合住宅	世帯	一般・集合住宅	世帯
希望日	令和 年 月 日 ()		令和 年 月 日 ()	

※No.・業者	地区 No.	地区 No.
※地図	年度版	頁 -

受付者 _____

◎留意事項

- ・行き止まりの道路には設置できません。
- ・清掃当番等を設け、集積所及び周辺の美化に努めてください。
- ・集積所の変更等がある場合には速やかに届出てください。
- ・届出者は、届出内容を自治会長に連絡してください。
- ・集積所を把握するため、届出書の内容は自治会に通知いたします。
- ・届出場所等の調査を行い、交通等、問題の有無を確認し、問題がある場合には届出者に連絡いたします。
- ・本届出に関し、利害関係者から異議申し立てがあった場合は、真摯に協議に応じてください。

ごみ集積所・資源回収ステーションの管理について

市ではごみ集積所として届出を受けた場所のごみを収集しています。

届出 一般住宅の集積所は、地域での話し合いで場所を選定し、必要な承諾・許可等を得た上で届出書を出していただきます。

集合住宅専用の集積所については、大家、または管理会社が届出者となります。設置の目安は下記の通りとなります。

	一般住宅	集合住宅・貸家専用
燃やせるごみ集積所	10世帯に1箇所	4世帯以上に1箇所
燃やせないごみ集積所	30世帯に1箇所	
資源回収ステーション	70世帯に1箇所	70世帯以上に1箇所

手順

1. 設置する場所を探します。
 - ・利用者の管理がゆきとどく場所に設置してください。
 - ・行き止まりや狭小道路には設置できません。
2. 土地所有者及び隣接地の土地所有者等利害関係者の承諾を得ます。
(民有地又は、民有地に接する公有地に設置する場合は、届出書にその土地所有者の署名をもらいます。)
3. 自治会長へ連絡します。
4. 市役所 廃棄物対策課へ届出を出します。
(集合住宅専用の集積所の場合は、届出書に配置図を添付してください。)
5. 現地確認後、収集開始となります。
(届出から収集開始まで約2週間ほどかかります。また、交通等問題があり、収集ができないと判断した場合には、届出者に連絡いたします。)

※ 軽微な移動や廃止の際にも届出が必要となりますので、変更等がある場合には速やかに届出てください。

- 管理・清掃についてはその集積所を使用する方々で行ってください。
- 集積所を使用する場合には管理・清掃に参加するようにしてください。
- 集積所を管理する方々に断りなくごみを出すとトラブルの原因となりますのでやめましょう。
- 利害関係者からの集積所利用に関する苦情・異議申し立てについては、地域で協議をし、解決にあってください。

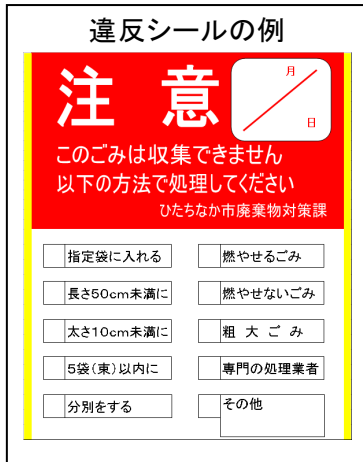
家庭ごみの正しい出し方等を参照し、次の事項を必ず守ってください。

1. ごみの分別(燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物)をきちんとすること。分別しないで出されたものや、ルールを守らないごみは収集しません。
2. 燃やせるごみ、燃やせないごみは、必ず、収集する当日の朝8時30分までに出してください。
3. 集積所は、清掃当番を設け清潔に使用してください。散乱した場合には利用者が協力して清掃してください。
4. 燃やせないごみは、収集日が祝日にあたる時は収集しませんので、次回の収集日に出してください。
5. 年末・年始の収集については市報・ホームページを参照してください。

集積所の正しい利用について(お知らせ)

最近、分別などのルールを守らないごみが増えており、収集に支障が出ているほか、燃やせるごみに空き缶などの燃やせないごみが混ざっていると、クリーンセンターの焼却炉を損傷する原因となり、維持経費の増大につながりかねません。

以下のルールを再度ご確認ください、分別収集によるごみ減量化に、さらなるご理解、ご協力をお願い致します。



- 「家庭ごみの正しい出し方」を参照し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物への適正な分別をお願いします。(PDF版を市のホームページからもダウンロードできます。)
- ごみは「ひたちなか市指定ごみ袋」に入れて出してください。木の枝等袋に入れると袋が破れてしまうものに限って、長さ 50cm 以下で 10kg 程度に束ねて「指定ごみ処理券」を貼ってください。
- 当日の朝8時30分までに、決められた集積所に出してください。収集日以外に出されたごみや、指定ごみ袋に入っていないごみは収集できないため、カラス等による散乱の原因となり、ご近所の方の迷惑になります。

◎集積所に出しても収集できないごみ

- ・指定ごみ袋指定ごみ袋以外の透明袋、黒袋、玄米袋、レジ袋、段ボール箱などに入れたごみや、それらにごみ処理券を貼ったもの。
- ・分別がされず、燃やせるごみと燃やせないごみが混ざっているもの。
- ・市に届出がされた集積所以外に出されたごみ。
- ・市で処理できないごみ(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン等)。
- ・1 辺の長さが 50cm を超えるごみ。
(市の施設に自己搬入するか、粗大ごみとして市に収集依頼をしてください。)

→これらの違反ごみは、違反シールを貼り付けた上で集積所に残しますので、出した方は責任を持って回収し、正しく分別し直してください。

◎粗大ごみの出し方について

【市の施設に自分で搬入する】

可燃物はひたちなか・東海クリーンセンター、不燃物は資源リサイクルセンターへ直接お持込下さい。

家庭系: 重さ 50kg までは無料, 50kg を超える 60kg までは 300 円, 以降 10kg につき 50 円加算。

事業系: 重さ 50kg までは無料, 50kg を超える 60kg までは 780 円, 以降 10kg につき 130 円加算。

【戸別回収を利用する】

粗大ごみの 3 辺(縦・横・高さ)の長さを測った上で、廃棄物対策課に申し込んで下さい。申し込みから 1 週間～10 日後の指定された日に、玄関先(アパートやマンションは 1 階共用部分)に出して頂ければ市の委託業者がご自宅まで収集に伺います。

→手数料は 1 点につき粗大ごみ処理券 1 枚(800 円)、または粗大ごみ処理券 2 枚(1,600 円)が必要です。

[問合せ]廃棄物対策課 273-0111